

令和 5 年 3 月 1 5 日

南相馬市農業委員会  
3 月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和 5 年 3 月 1 5 日(水) 午後 1 時 3 5 分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2 階会議室

## 1 . 出席委員

| 議席  | 氏 名     | 出欠 | 議席  | 氏 名     | 出欠 |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1   | 浦 島 英 幸 | 出  | 1 1 | 末 芳 治   | 出  |
| 2   | 今 野 秀 幸 | 欠  | 1 2 | 今 村 秀 身 | 出  |
| 3   | 高 倉 裕 信 | 出  | 1 3 | 若 杉 裕 二 | 出  |
| 4   | 原 田 佳 典 | 出  | 1 4 | 梅 村 正 敏 | 出  |
| 5   | 佐 藤 政 志 | 出  | 1 5 | 塚 野 邦 好 | 出  |
| 6   | 濱 名 弘 幸 | 出  | 1 6 | 佐 藤 洋   | 出  |
| 7   | 志 賀 恒 夫 | 欠  | 1 7 | 半 谷 眞知子 | 出  |
| 8   | 鈴 木 一 夫 | 出  | 1 8 | 今 野 由 喜 | 出  |
| 9   | 長 井 里 志 | 出  | 1 9 | 二 谷 純 市 | 出  |
| 1 0 | 森 秋 夫   | 出  |     |         |    |

## 2 . 出席農地利用最適化推進委員

小高区 天野 浩一

鹿島区 鈴木 清教

原町区 小谷津弘隆

## 3 . 出席職員

### 事務局

局 長 増山 善樹

主 査 小守 愛

副主査 米本 一樹

主 事 平田 幸子

### 農政課

副主査 穴戸 達弥

#### 4 . 日 程

|        |                |                                      |
|--------|----------------|--------------------------------------|
| 日程第 1  | 議事録署名委員の指名について |                                      |
| 日程第 2  | 諸般の報告          |                                      |
| 日程第 3  | 報告第 10 号       | 専決処分の報告について                          |
| 日程第 4  | 報告第 11 号       | 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について         |
| 日程第 5  | 報告第 12 号       | 違反転用事案の報告について                        |
| 日程第 6  | 議案第 28 号       | 農用地利用集積計画の決定について                     |
| 日程第 7  | 議案第 29 号       | 農用地利用配分計画に係る意見について                   |
| 日程第 8  | 議案第 30 号       | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について         |
| 日程第 9  | 議案第 31 号       | 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について        |
| 日程第 10 | 議案第 32 号       | 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）         |
| 日程第 11 | 議案第 33 号       | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分） |
| 日程第 12 | 議案第 34 号       | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 35 号       | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）   |
| 日程第 14 | 議案第 36 号       | 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）   |
| 日程第 15 | 議案第 37 号       | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）  |
| 日程第 16 | 議案第 38 号       | 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）  |
| 日程第 17 | 議案第 39 号       | 現況確認証明申請について                         |
| 日程第 18 | 議案第 40 号       | 南相馬市農業委員会が定める別段の面積の廃止について            |

## ５．会議の概要

（開会 午後１時３５分）

議 長 只今より、令和５年３月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は２番委員、７番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第５条により定足数に達しております。

議 長 日程第１、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第２４条第２項の規定により、議席番号１番委員、３番委員、４番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第２、「諸般の報告」を行います。３月９日、福島市の「杉妻会館」で開催された「地方農業委員会連合会会長会議」に出席しました。会議では、福島県農業会議の令和５年度の事業計画及び収支予算について説明を受け、協議したところです。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第３、報告第１０号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第２号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１０号専決第２号についてご説明いたします。当日差替追加資料の２ページ、３－１ページ、４ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して「農業経営継続証明書」を交付した事案が贈与税納税猶予で１件、不動産取得税徴収猶予で２件ございました。詳細は記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第３号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１０号専決第３号についてご説明いたします。当日差替追加資料の２ページ、３－２ページ、４ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して「農業経営継続証明書」を交付した事案が贈与税納税猶予が１件、不動産取得税徴収猶予が２件ご

ざいました。詳細は記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第４、報告第１１号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。なお、この報告には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号２番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第３１条の規定により、８番委員には、この間、退席を願います。暫時休議いたします。

（休議）

議 長 再開します。事務局から整理番号２番の報告を求めます。

事務局 報告第１１号整理番号２番についてご説明いたします。議案書の５ページになります。合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 ８番委員の復席を許します。暫時休議します。

（休議）

議 長 再開します。続きまして、報告第１１号「農地法第１８条第６項の賃貸借の解約の通知について」の残り全部について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第１１号の残り全部についてご説明いたします。議案書の５ページになります。今回３件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事

の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第12号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第12号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページ、整理番号1番から4番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。

整理番号1番は、平成18年10月に建築確認を経て農業用倉庫を建築しました。令和4年の地震により住宅及び農業用倉庫が使用できなくなり、再建のため土地調査を行ったところ、農業用倉庫の一部が農地に越境していることが判明したものです。

整理番号2番は、平成7年に自宅に接する市道の切替工事があり新たな進入路が整備されましたが、自宅の建て替えにあたり土地調査を行ったところ、転用許可を受けていないことが判明したものです。

整理番号3番は、50年前から隣接宅地にある堆肥舎への通路として使用しています。今般、住宅の建築を計画しており土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号4番は、昭和62年7月に共同住宅を建築した際に出入口の道路がなく当該地を道路として使用していましたが、今般、転用の許可を得ないで使用していたことが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第28号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 28 号についてご説明いたします。議案書の 8 ページから 9 ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものです。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 28 号について説明いたします。議案書 8 ページから 9 ページとなります。利用権設定が 6 件となります。利用権設定については、鹿島区一般地区が対象です。詳細については記載のとおりです。賃料は双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 7、議案第 29 号「農用地利用配分計画に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 29 号についてご説明いたします。議案書の 10 ページから 11 ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものです。詳細につきましては、担当課である経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第 29 号について説明いたします。議案書 10 ページから 11 ページとなります。農用地利用配分計画が 1 件となります。昨年 12 月に一括契約した八沢地区において借受者に錯誤があったことから変更したものです。詳細は記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 8、議案第 3 0 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 3 0 号についてご説明いたします。議案書の 1 2 ページから 1 3 ページ、申請番号 1 番から 3 番について詳細は記載のとおりです。調査担当委員からはこれらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 9、議案第 3 1 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 3 1 号についてご説明いたします。議案書の 1 4 ページから 1 8 ページ、申請番号 1 番から 2 1 番について詳細は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号 2 番から 1 9 番については議案第 3 8 号申請番号 3 番から 1 1 番関連の案件であり、営農型太陽光発電設備設置に係る使用貸借権設定及び区分地上権設定の申請です。申請番号 2 0 番及び 2 1 番については、東京の農業法人による貸借権の設定です。南相馬市の農業法人と協力して農業を行うことから妥当と判断しております。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 10、議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 32 号についてご説明いたします。議案書の 19 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりであり、報告第 12 号整理番号 1 番から 3 番の追認を得るための案件です。以上です

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号 1 番について、1 番委員。

1 番委員          申請番号 1 番について現地調査の報告いたします。現地案内図は 1 ページであり、申請内容は記載のとおりです。報告第 12 号整理番号 1 番関連案件となります。去る 3 月 12 日午前 9 時頃より、申請人及び代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長            次に、申請番号 2 番について、10 番委員。

10 番委員        申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。報告第 12 号整理番号 2 番関連の議案になります。現地案内図は 2 ページになります。去る 3 月 12 日午前 8 時頃より、申請者立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、申請者からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長            次に、申請番号 3 番について、3 番委員。

3 番委員          申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。報告第 12 号整理番号 3 番関連の案件です。現地案内図は 3 ページになります。去る 3 月 8 日午前 10 時

頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 11、議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局            議案第 33 号についてご説明いたします。議案書の 20 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。道路拡張工事を実施するための現場事務所、資材置場、重機置場等として使用する目的で令和 4 年 2 月に一時転用（14 か月）の許可を受けて事業を実施しております。工事内容に追加変更が生じ、当初予定の期間では事業の完遂が困難となり、当初の一時転用許可期間 14 か月を更に 14 か月延長するため、事業計画を変更するものです。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、6 番委員。

6 番委員          申請番号 1 番についての現地調査の報告をいたします。去る 3 月 10 日午後 4 時 50 分より、設定人立会いのもと現地調査を行いました。現地案内図は 4 ページになります。当該地は鹿島区御山地区にあり、昨年 2 月に道路拡張工事を実施するため現地事務所や資材置き場等の使用に係る許可を受けておりました。しかし、工事内容に追加変更が生じ、期限内に工事完了が困難となり事業計画の変更申請を行うものです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 1 2、議案第 3 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 3 4 号についてご説明いたします。議案書の 2 1 ページ、申請番号 1 番について、当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。営農型太陽光発電設備の設置を目的に令和 3 年 5 月に一時転用の更新をした土地になりますが、許可を受けた営農作物（カボチャ）について、営農者の農作業負担の兼合いから、別な作物への変更が必要になりました。今般、営農作物をカボチャからブルーベリーに変更するための事業計画変更となっております。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 4 番委員。

1 4 番委員       申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 5 ページになります。本案件は事務局の説明のとおり、事業計画の変更、すなわち栽培する作物を変更しようとするものです。その内容は議案書の記載のとおりです。現地調査は 3 月 8 日午前 8 時 3 0 分頃より、申請人である営農者の立会いのもと実施しました。調査項目に基づき、変更しようとする営農農作物の妥当性を営農者から聞き取りを行い、また現地の状況等を調査しました結果、営農作物の変更は妥当と判断してまいりました。以上です。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長            次に、日程第 1 3、議案第 3 5 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 3 5 号についてご説明いたします。議案書の 2 2 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の

とおりです。補足として、申請番号 1 番は報告第 1 2 号整理番号 4 番の追認を得るための案件です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。この案件は報告第 1 2 号整理番号 4 番関連案件であります。現地案内図は 6 ページです。去る 3 月 1 4 日午前 1 1 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。昭和 6 2 年に共同住宅を建築したが、当時入り口の道路がなく当該地を道路として使用し、その後も継続して現在まで使用してきました。この度、共同住宅を相続するにあたり土地調査を行ったところ、この道路が農地転用の許可を得ないことが判明し、追認を受けるための転用申請となります。

現地調査の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上であります。

議 長 次に、申請番号 2 番について、1 番委員。

1 番委員 申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 7 ページです。申請内容は記載のとおりです。去る 3 月 9 日午前 9 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 4、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 6 号についてご説明いたします。議案書の 2 3 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載の

とおりです。補足を要する案件としまして、申請番号 1 番については第 3 種農地に建築条件付売買予定地を整備するための転用申請です。建築条件付売買予定地とは、宅地造成後の土地を売買するにあたり、土地購入者との間において一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に売買が予定される土地のことです。農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地のすべてを販売することが出来ないと判断したときは、販売することが出来なかった残余の土地に自ら住宅を建築することが条件となっております。以上です

議 長 続きまして、現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番について、1 6 番委員。

1 6 番委員 申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図 8 ページです。去る 3 月 1 1 日午前 1 0 時 3 0 分頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。転用事由は記載のとおりです。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 2 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 9 ページになります。去る 3 月 1 0 日午前 9 時頃より、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、申請番号 3 番について、9 番委員。

9 番委員 申請番号 3 番について現地調査報告いたします。現地案内図は 1 0 ページになります。去る 3 月 9 日午後 4 時 5 0 分頃より、譲受人代理人立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、譲受人代理人からの聞き取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

9 番委員 申請番号 1 番について伺います。建築条件分譲地として宅地分譲するようですが、売却できないときは自ら建て売りしなければならないと説明がありました。

それは許可から何年後ですか。年数の基準を伺います。

事務局 確認した後ほど回答してよろしいでしょうか。

議 長 分かり次第報告ということでよろしいですか。

9 番委員 分かりました。

議 長 その他に質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 15、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 37 号についてご説明いたします。議案書の 24 ページから 25 ページ、申請番号 1 番から 5 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。いずれも都市計画の用途地域内農地に太陽光発電設備を設置するための申請です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。先ず、申請番号 1 番、2 番について、9 番委員。

9 番委員 申請番号 1 番について現地調査報告します。現地案内図は 11 ページになります。去る 3 月 11 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

次に申請番号 2 番の現地調査を報告します。現地案内図は 11 ページであり、申請番号 1 番に隣接した土地になります。去る 3 月 11 日午前 10 時頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号 3 番について、18 番委員。

18 番委員 申請番号 3 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 12 ページです。去る 3 月 8 日午後 1 時 30 分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断をいたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次、申請番号 4 番、5 番について、12 番委員。

12 番委員 申請番号 4 番、5 番について現地調査の報告いたします。

先ず 4 番ですが、現地案内図は 13 ページになります。申請事由に記載のとおり野立型太陽光発電設備に係る転用案件です。去る 3 月 9 日午前 11 時 10 分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。現地は既に閉鎖された旧小高保育園の西側の道路沿いで、隣接する住宅等はありません。調査項目に基づき、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。

次に申請番号 5 番です。現地案内図は同じく 13 ページとなります。4 番と同様、野立型太陽光発電設備に関わる転用案件です。去る 3 月 9 日午前 11 時 30 分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。申請地の畑は高台にあり、高圧の鉄塔や電話会社のアンテナ等が設置され太陽光が障害となるような環境下にはありませんでした。調査項目に基づいて、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 16、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第38号についてご説明いたします。議案書の26ページから28ページ、申請番号1番から11番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請番号1番及び2番は、第3種農地である公共施設至近距離区域内農地（小高駅より300メートル以内の農地）に太陽光パネルを設置するための転用申請になります。

申請番号3番から11番については、いずれも議案第31号の関連であり、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。転用期間は10年間、営農作物はヒサカキであり営農者は全て同じです。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。まず、申請番号1番、2番について、12番委員。

12番委員 申請番号1番、2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は14ページとなります。本案件は野立型太陽光発電設備の転用でございます。1番、2番については、所在と地番は違いますが、畔を挟んで隣接しておりますので一括して報告いたします。去る3月9日午前10時5分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。案内図では確認できませんが、1番と2番の申請地は南北にそして西側に広範囲にわたって野立型太陽光が既に設置されている状況下であります。これを踏まえて、調査項目に基づき、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 次に、申請番号3番から5番について、現地調査委員を代表しまして、18番委員。

18番委員 申請番号3番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は15ページのとおりです。去る3月10日午後1時30分頃より、代理人立会いのもと15番委員と私で現地調査を行いました。本案件は議案第31号の関連案件でございます。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地には立木が相当数林立しておりました。そのため、伐採を行うことや、当該地への進入路が非常に狭く工事車両の通行が困難であると判断し、進入路の隣接地主への事前了解を得ることについて指導を行いました。その結果、立木伐採及び進入路に面する地主への事前説明が行われたので、立地基準及び一般基準を満たすようになったと判断しました。

次に申請番号4番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1

5 ページのとおりです。去る 3 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人立会いのもと 1 5 番委員と私で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、当該地は非常に大きな切り株、伐採した立木や竹などが大量に放置されていました。一目で見ると産業廃棄物置場のような状況でした。そのことから、代理人に対してこれを撤去しない限り許可は出来ないと指導しました。この結果、すべて撤去したので、立地基準及び一般基準を現時点では満たすものと判断しました。

次に申請番号 5 番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は 1 6 ページのとおりです。去る 3 月 1 0 日午後 1 時 3 0 分頃より、代理人立会いのもと 1 5 番委員と私で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人からの聞取り、また現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしているものと判断しました。

議 長           次に、申請番号 6 番、7 番について、現地調査委員を代表しまして、9 番委員から報告をお願いします。

9 番委員           申請番号 6 番について現地調査報告します。この案件は議案第 3 1 号申請番号 8 番、9 番との関連案件になります。現地案内図は 1 7 ページです。去る 3 月 9 日午後 4 時 3 0 分頃より、被設定代理人立会いのもと 6 番委員と 2 名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定代理人からの聞取り、また現地状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

次に申請番号 7 番について現地調査報告をします。この案件は議案第 3 1 号申請番号 1 0 番、1 1 番との関連案件となります。現地案内図は 1 7 ページになります。去る 3 月 9 日午後 4 時 4 0 分頃より被設定人代理人立会いのもと 6 番委員と 2 名で現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、被設定人代理人からの聞取り、また現地状況等を調査した結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断しました。

以上、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長           次に、申請番号 8 番から 1 1 番について、現地調査委員を代表しまして、1 1 番委員から報告をお願いします。

1 1 番委員           先ず申請番号 8 番について現地調査の報告をいたします。議案第 3 1 号申請番号 1 2 番、1 3 番の関連になります。現地案内図は 1 8 ページです。去る 3 月 9 日午後 3 時 2 5 分頃より、太陽光業者立会いのもと現地調査を 1 番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状

況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、パネル下面積502平方メートルにヒサカキを168区画、余剰地に樅17株を植え付けるとのことです。

次に申請番号9番について現地調査を報告いたします。議案第31号申請番号14番、15番関連になります。現地案内図は18ページになります。去る3月9日午後3時頃より、太陽光業者立会いのもと現地調査を1番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、パネルの下面積677平方メートルにヒサカキ224区画、余剰地に樅86株を植え付ける予定とのことです。

次に申請番号10番について現地調査の報告をいたします。議案第31号申請番号16番、17番関連になります。現地案内図は18ページです。去る3月9日午後3時10分頃より、太陽光業者立会いのもと現地調査を1番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。なお、パネル設置677平方メートルにヒサカキを224区画、余剰地に樅118株を植え付け予定とのことです。

次に申請番号11番についての現地調査の報告をいたします。議案第31号申請番号18番、19番関連になります。現地案内図は19ページです。去る3月9日午後3時45分頃より太陽光業者立会いのもと現地調査を1番委員と行いました。調査書の調査項目に基づき、太陽光業者からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断しました。なお、パネル下面積689平方メートルにヒサカキ228区画、余剰地に樅203株植え付け予定とのことです。

皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長            申請番号4番について伺います。根っこが多分にあるとのことですが、根っこを取り除いて、ヒサカキを栽培できますか。

18番委員        下部の地面は大丈夫と判断しました。

議 長            了解しました。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長            次に、日程第 17、議案第 39 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 39 号についてご説明いたします。議案書の 29 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。不耕作により非農地化したことに対する証明申請であり、申請のあった農地全てを非農地と判定しました。詳細につきましては、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員を代表しまして、5 番委員から報告をお願いします。

5 番委員          申請番号 1 番について現地調査を報告いたします。現地案内図は 20 ページです。去る 3 月 6 日午後 1 時 45 分頃より、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局職員 1 名と私の計 4 名で現地調査を行いました。当該地は原町区雫字蛭沢地区の山間にあります。耕作され管理されている農地に接しています。しかし、周囲の状況に比べ、約 50 年前から父の所有の頃から労働力不足により不耕作だったからか現在は杉の木や雑木林が極めて多く、原野化しています。農地として再生困難で継続利用が不可能と判断し、非農地と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長            それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            次に、日程第 18、議案第 40 号「南相馬市農業委員会が定める別段の面積の廃止について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第 40 号についてご説明いたします。議案書の 30 ページの下段をご覧ください。今般、農地法の改正に伴いまして、農業委員会が定めております別段の面積を廃止するものとなります。この別段の面積に係る区域につきましては、平成 21 年の農業委員会 11 月定例会におきまして決定され、公示されたものです。

農地法の改正が令和５年４月１日に施行され、この別段の面積の効力が失われることから、公示の廃止手続きをする必要がございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長            以上で、本日予定いたしました報告３件及び議案１３件の合わせて１６件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の３月定例総会を閉会いたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

（閉会    午後２時３０分）

南相馬市農業委員会会議規則第２４条第１項及び第２項の規定により署名する。

令和５年４月１７日

議事録署名人（１番・ウラシマ   ヒデユキ）

---

議事録署名人（３番・タカクラ   ヒロノブ）

---

議事録署名人（４番・ハラダ   ヨシノリ）

---